

入園のしおり

重要事項説明書

子どもたちの
笑顔と輝く瞳であふれる くぼこども園



くぼこども園

TEL 942-3407

古賀市新久保2丁目3-23



くほこども園の一日



	0 歳児 3 号認定	1.2 歳児 3 号認定	3.4.5 歳児 2 号認定	3.4.5 歳児 1 号認定
7:00	順次登園 挨拶 検温 視診 多目的ホールで好きな遊び			《延長保育》 7:00～9:00
7:30				
8:00	多目的ホールで好きな遊び		ホールで好きな遊び	
8:15				
8:30	各クラスにて		戸外遊び(雨:室内)	
9:00	おやつ	おやつ		体操 子どものお仕事 (モンテッソーリ活動) 食育活動・お散歩 音楽(リトミック) さくらんぼリズム 運動遊び他
9:30	睡眠、 離乳食、 遊び、 排泄等、 個々に合 わせて行 います。	子どものお仕事 (モンテッソーリ活動) お散歩 運動遊び リトミック さくらんぼリズム他		
11:00		給食準備		
11:30		順次給食 午睡準備	給食準備 順次給食 歯みがき	
12:30		順次午睡		
13:00			パジャマに着替えて午睡準備 順次午睡 5 歳児午睡なし午後の活動	《延長保育》 13:00～17:00 順次降園
15:00		目覚め・おやつ	目覚め・おやつ	
16:00	順次降園			
18:00	延長保育(土曜日はありません)			
18:45	終了			

主な行事

春 親子さくらんぼリズム	夏 夏祭り	秋 運動会 芋掘り	冬 発表会 マラソン大会 卒園式
--------------	-------	--------------	------------------------

根っこの土台作り「体験から経験へ」

すべての子どもたちは、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

“個”を尊重して“自ら生きる力・輝く力”を育てます。



くぼこども園の目指す子ども像



元気なこども

一人ひとりの発達に心を配り、できないことにも勇気を持ってチャレンジしようとする気持ちを育てる保育



友達を大切にすることも

一人ひとりの違いを認め「いたわりと思いやり、尊敬、感謝、社会性」の心を育てる保育



考えるこども

お話を聞く態度、見る(観る)態度、考える力、創造する力、文字、数、文化への関心などを身につける保育

身体づくり

【さくらさくらんぼリズム】

手先、足先、腕、脚、首、腹と子どもの全身筋肉をくまなく使う発達を促すリズム運動です。

【運動遊び】

マット、鉄棒、跳箱、平均台、巧技台、ボール、縄、フープ、などを使い、個々のペースで取り組み一人ひとりの可能性を引き出します。

【走る】

子どもたちは走ることが大好きです。春～秋までは、園庭を走ります。秋になると、3、4、5歳児は持久走に変わり、園外を走ります。個々のペースで取り組み、最後まであきらめずに走りきる達成感を大切にしています。

心づくり

【遊びと生活の中で】

みんな違って、みんないい。一人ひとりを尊重して、子ども同士で学び合い、育ちあい、協調性、社会性を身につけます。

【縦割り】

異なる年齢の子どもたちとの生活の中で、いたわりと、思いやりの心を育てます。「大丈夫?」「ありがとう」の言葉が自然にでる子どもたちです。

【地域との関わり】

地域のおじいちゃん、おばあちゃんとの触れ合いの中でいたわりと、思いやりの心を育てます。散歩時にも「おはよう」と自ら挨拶をする子どもたちです。地域とのつながりを大切にしています。

知りたい! やりたい! 自分でできるもん

【子どものお仕事】

発達に合わせた子どもの教具がたくさんあります。みんな自分の好きなお仕事に夢中です。「これしたい」「どうなっているのかな?」意欲を育て学びの環境を大切にしています。

【絵画・リトミック】

子どもたちが個々に持つ「潜在的な基礎能力」を促し、感じる心、想像力や創造力を養います。

【絵本】

園内にはたくさんの絵本があります。週1回の絵本貸し出し日は、子どもたちが楽しみにしています。語彙力を増し、想像力、表現力を高めます。

子どものお仕事

大人が「仕事」をするように、成長、発達の中で自分自身が育つ活動

（子どもが生きる力）を「おしごと」と呼んでいます。

これらは、大人が「しなさい」とさせるものではなく、子どもが成長に必要なものを「やりたい」と、自発的に選ぶものです。

そのおしごとには全部で五つの分野があります。



▼日常生活の練習

0歳の赤ちゃんにもきちんと「おしごと」が用意されています。まだ小さな手や指で持てるようなデザインで動きの発達を促してくれます。

1歳からは「机を拭く」「お花を生ける」「手を洗う」「洗濯をする」「お茶を入れる」といった、大人が日常にしている事を、子どもも一人でできるように、子どもサイズで環境に置いています。自分でできることで大切な乳幼児期に大きな自信を育みます。

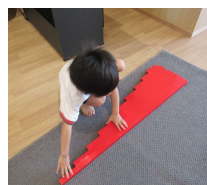
また、自分自身が達成感に満たされるだけでなく、「ありがとう」と感謝され「周りの役に立つ嬉しさ」の気持ちが育ちます。



▼感覚

子どもは動きながら五感を使って自分の周りを模索しています。感覚で得た印象を知性によって分類し、比較し印象づけ、整理し、関連づけます。感覚は体験によってのみ発達します。それまでに五感を通した体験をたくさん経験しておくことが大切です。

教具を扱ってこれまでの感覚体験を整理し、さらに感覚を洗練させていきます。



▼言語

大人のおしゃべりを聞いたり、実物に触れて名前を覚えてもらったり、まだおしゃべりできない年齢でも「言語」の活動があります。「読みたい！書きたい！」敏感期が来た子にはとことん満足するまで、読む、書く環境を用意しています。



▼数

基本的な数の概念を培います。モンテッソーリの数教育の最大の特徴は、抽象的な数を、具体物にして、たくさん手で触れる教具があること。繰り返し、数を実際に扱いながら、徐々に頭の中で数を抽象化できるように援助します。



▼文化

「日常生活の練習」「感覚」「数」「言語」その他の様々な方面から関節準備をしてきた子どもたちは文化の領域へと興味を広げていきます。私たちが暮らしている「地球」がどのようなところなのか。またそれぞれの地域の「文化」についてまで、身近なものに触れながら多岐にわたって学んでいきます。地球儀や国旗、パズルは子どもも大好きな活動です。

食育

～子ども達が、豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために～

「心」と「からだ」の基礎を作ります



食べることは生きること



くぼこども園には子ども菜園があります。

「こんなに小さい種～」と一粒ずつ季節ごとに先生と一緒に

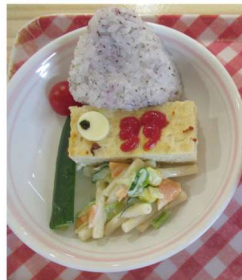
種を蒔き育てています。水をやり、草をとり「芽」「葉」「花」「実」と

大きくなる過程を楽しみます。そしてうれしそうに子ども達の手で収穫。

収穫物を使つてのクッキングも大好きな活動です。自然の恵みを体験して食べ物と命の関係を学びます。四季折々の作物に触れて、五感を使いながら様々な体験をすることで自然の恵みに感謝する心を育んでいます。



日本の伝統食、行事食、郷土料理も取り入れ、豊かな食事を友達と一緒に楽しく食べます。



「何でも食べる子」「食べ物を大切にする子」「作ってくれた方に感謝の気持ちを持つ子」

私たちの体は毎日食べているもので作られ、食べ物から命をもらっています。「食」に関心を持ち、自分の身体にも関心を持つ。「食」を通じて生きる力を育みます。

乳幼児期は、楽しく食べて、心を豊かにし、バランスよく食べて体を健やかに育むための大切な時期です。「夜早く寝ること」から、リズムが始まります。「早起き」で朝日を浴びて、元気の源である「朝ごはん」をしっかり食べましょう！

保護者との連携

・服装について（通園服）

＊0.1.2 歳児 ：私服です。子どもたちの「自分でできるよ」の手助けになるよう 自分で着脱しやすく動きやすい、運動できる服（下はズボン）。（2 歳児 6 月から体操服）

＊3.4.5 歳児 ：園指定体操服

＊全園児共通

- ・子どもは新陳代謝が活発です。大人より 1 枚薄着で大丈夫です。薄着の習慣を！！
- ・肌着を必ず着用しましょう。
- ・キャラクターつきのものはご遠慮下さい。（洋服、肌着、ハンカチ、かばん等、持ち物全て）
- ・靴はお子様にあったものを履かせてください。丈夫な骨格を作る上にも大切です。汚れたら洗って下さい。

※ 新陳代謝が活発な子ども達です。清潔な衣服と靴で登園しましょう。

・連絡帳について ➡『れんらくアプリ』での入力になります。

＊0, 1, 2 歳児

食事・排泄・睡眠・体温・遊びなどの一日の生活を把握し家庭と連携します。必ずご記入ください。

＊3, 4, 5 歳児

0.1.2 歳児とは違い、必要時のみご記入ください。

・おたよりについて

毎月、月初めに園だより、食育だより、給食献立表、ほけんだよりなど『れんらくアプリ』にて配信します。また、必要に応じてお知らせ等も配信しますので、確認をお願いいたします。

・絵本貸し出しについて

毎週火曜日が貸出・返却日です。以上児は先生と行います。未満児は親子でお願いします。

園児 1 冊、保護者 1 冊貸し出しできます。

・緊急連絡

病気、その他緊急の連絡が必要な時に連絡させていただくことがあります。緊急連絡方法順で連絡させていただきます。保護者の方の勤務先、住所、電話番号など変更になりましたら早急にご連絡下さい。

・欠席または遅れる(9時過ぎる)、早退

朝 9:00 までに『れんらくアプリ』で連絡をお願いします。

遅れる場合の給食提供時間…【うみ】11:00 まで 【ほし・にじ】11:30 まで 【以上児】12:00 まで

・園児の送迎について

送迎時は、名札を付けてください。（不審者侵入防止）忘れた場合は、事務室の者にお伝え下さい。

また、園児の送迎は、保護者の責任で行われるように決まっています。未成年者は認められません。お子様の安全のためにお守り下さい。

・門扉の鍵について

防犯のため、施錠しています。（9:30～16:00、18:30～7:30）

登降園の時間 7:30～9:30、16:00～18:30 は施錠解除します。

【施錠中について】

インターホンで対応します。園に入る際はこちらで操作しますが、園から出る際は施錠解除のボタンを押してください。(施錠解除ボタンを園児は扱わないようにしてください)

【門扉の上につけている鍵について】

保護者の方が手動でお願いします。(園児は扱わないようにしてください)

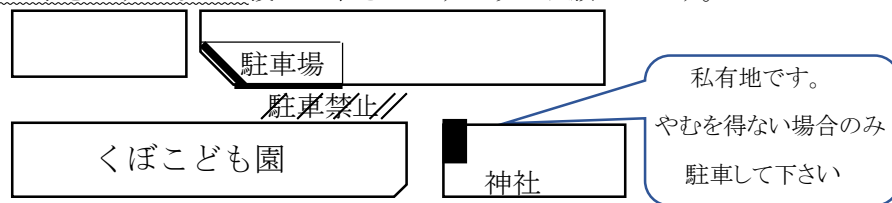
子どもたちが自分でドアを開けて出ていく危険性があります。門扉の上につけている鍵もその都度閉めてください。

・駐車場について

駐車場におきましては、他の団体及び、地域の方々との併用もあり、御迷惑をおかけしております。

こども園前の道路は視界も悪く、危険です。下記の件を必ず守ってくださいますようお願い致します。

- ① 駐車場内、線の中(太線)に駐車してください。
- ② こども園前の道路に止めないようにしましょう。(斜線部)
- ③ 私有地の駐車は、やむを得ない場合のみにしてください。(駐車が空いていない場合のみ)
- ④ お子様の手を必ずつないで渡って下さいますようお願い致します。



駐車場での災害、盗難などは園の責任外とさせていただきます。

車上狙いが多発していますので貴重品は必ず手放さないようにご注意ください。

・布団について

1週間に一度持ち帰ります。シーツを洗い、布団はよく日光に当てて干して下さい。健康のためにも日光でしっかり乾燥殺菌することが大切です。

※今後はレンタル布団に移行していきます。持ち帰りはありません。

・延長保育について (満2歳～)

勤務の都合で、18:00以降保育が必要な場合に利用できます。(18:00～18:45)

利用前月の15日までに園にある申請書に記入の上、園に提出してください。(育休中不可)

申し込みをされた方で延長を利用しない日はれんらくアプリにてキャンセルが必要となります。

単発で利用される場合はアプリから9時までに登録して下さい。

お電話でも受け付けます。その場合は17時以降に連絡された方は、おやつが提供できませんので、ご了承ください。(1回 800円)

・蚊や蜂について

自然の中で過ごしている為、蚊や蜂が出ます。できる範囲の対策はしていますが刺されることがあります。ご理解ください。

・家庭保育依頼について

家庭保育のご協力をお願いする場合があります。その際はお仕事がお休みの方(父母どちらか一方がお休みの場合を含む)、1号認定、産休育休中、慣らし保育中のご家庭は、家庭保育をお願いいたします。

・土曜保育について

通常、保育園で過ごす時間が長い子どもたちです。両親ともに勤務の関係で家庭保育ができない方のみ実施します。お子様も大人と同じで、8～12時間という長時間の集団生活は、心身に疲労をきたす場合があります。

ご利用について・毎週水曜日 17 時までにれんらくアプリからお申し込みください。職員配置・給食数のために申込み締め切りは厳守です。土曜日の連絡帳記入・給食掲示は控えさせていただきますので御了承下さい。職員体制により、園児の安全のためお預かりできない場合もあります。(うみ組のお子様は職員体制によりお預かりできませんのでご理解ください)

・お子様との過ごし方について

日々お仕事に子育てにとお忙しい時間をお過ごしの方々の皆様には大変かと思いますが、お仕事がお休みの日は、お子様との時間を大事にしていきたいと願っています。子どもたちは親のそばにいてだけで、ほっとする安らぎを感じ安心します。

この無条件の安心感が、自分は愛されているという自信になり、自分らしく生きていく力になります。お子様と一緒に過ごす時間を大切に、優しい言葉で語りかけましょう。

・慣らし保育について

新入園児の方は、新しい環境で過ごします。できるだけ無理にならないよう2週間をめどに慣らし保育をお願いしています。お仕事の都合やお子様の様子によってはこの限りではありません。

・給食について

提供方法 : 自園調理

- ・栄養士も一緒に子ども達と食事をして、より良い給食作りを心掛けます。
- ・園の栄養士が献立をたてています。給食・3時のおやつは手作りです。
- ・0歳児 授乳、離乳食、個々に応じたものを保護者の方と連携をとりながら提供します。母乳の授乳をご希望の方はご相談ください。
- ・1.2歳児 朝のおやつ、昼食、3時のおやつを提供。
- ・3.4.5歳児 昼食、3時のおやつを提供。主食代、副食代を徴収しての完全給食です。
- ・15時15分より前のお迎えについては、午後のおやつは提供はありません。

1、食物アレルギー対応

年に一度、アレルギー抗体検査や診断書を基に栄養士、看護師と面談させていただき、保護者の方と現状を把握しながらすすめるようにします。一人ひとりに合わせた個別メニュー・代替食品で細かに対応しています。

2、衛生管理等

- ・集団給食施設届出を糟屋保健事務所へ提出しています。
- ・大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。
- ・日々の健康管理確認及び検便検査(毎月)の実施による調理従事職員の健康管理を徹底しています。
- ・調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

保健について

◎園児の年間保健計画

- ・ 園児に対して、次のような検診・測定を行っています。

嘱託医による内科・歯科検診	年 2 回
尿検査	年 2 回
身長・体重測定	月 1 回
胸囲・頭囲測定	年 2 回



＊検診の日にお休みされた場合は、直接医院（嘱託医）で検診を受けて頂きます。

- ・ 当園は以下の医療機関と嘱託契約を締結しています。

< 内科医 >

医療機関の名称	ばばこどもクリニック
医院長名又は医師名	馬場 晴久
所在地	古賀市美明 3-1-1
電話	092-410-1881

< 歯科医 >

医療機関の名称	まさよし歯科
医院長名又は医師名	山中 仁
所在地	古賀市新久保 1-1-32
電話	092-943-6464

◎健康状態と登園の可否について

こども園は、健康な子どもが生活する場です。体調不良により集団生活に支障があると判断されると、お預かりできない場合があります。例えば、発熱している、下痢をしている、機嫌が悪い、ぐったりしている、ケガをして痛みがある…などです。体調が気になる時は、登園時にお知らせください。また、病気でお休みされた時は、医師に登園可能か確認後、登園を開始してください。

◎原則としてお休みして頂きたい場合

- ・ 登園時、熱が 37.5 度を超えている場合
- ・ 熱が出た次の日（発熱して解熱後 24 時間は自宅で様子を見てください）
- ・ 嘔吐や下痢をしている場合
- ・ 強い腹痛や頭痛がある場合
- ・ 予防接種を受けた日
- ・ 食事が摂れない場合

＊その他にも、保育に支障があると認められる身体状態の場合は、お休みください。

＊下痢の後は、普通便が出たのを確認後登園してください。

＊嘔吐の後は、食欲が戻り、通常通りの量が食べられるようになってから登園してください。

◎園で具合が悪くなった場合

- ・ 保育中に具合が悪くなった場合は早目にお知らせします。
- ・ 38℃以上の発熱となった際には、お迎えをお願いします。
- ・ 体調によっては発熱が無い場合でもお迎えをお願いする事があります。ご了承ください。

◎感染症（患っている）と診断された場合

感染症の子どもが一人発生しますと、乳幼児は免疫力が弱いうえに、園で長時間生活を共にすることから感染しやすく、流行する恐れが出てきます。感染症にかかりましたら、医師の指示を守り、感染の恐れがなくなってからの登園をお願いします。感染者の方が園内に出入りするのにも御遠慮下さい。また、感染症の種類によっては、回復後に登園する際、届け出が必要になります。

医師が記入する「意見書」と医師の判断を受けて保護者が記入する「登園届」がありますので、どちらが必要かご確認のうえ提出をお願いします。（用紙はれんらくアプリの「こども園からのお知らせ」の中にあります。プリントアウトしてお使いください）

※「意見書」は自費となります。

※ 嘔吐・下痢の時は、感染力が強いウイルス性（ノロ・ロタ等）胃腸炎の怖れがありますので、医師の診察を受けてください。

◎ 与薬について

こども園に登園する子ども達は集団生活に支障がない健康状態にあるという、基本的な考えの下、こども園では医師の指示によりどうしても必要な薬のみ取り扱います。

- ・ 病院からの処方薬であること。市販の薬、解熱剤、鎮痛剤は基本にお預かりできません。
- ・ 長期間継続して飲まなければならない薬や塗り薬の場合はご相談ください。
- ・ 1回分を持参して下さい。（水薬は小さな容器に移して下さい）
- ・ 薬には日付、フルネームを必ず記入し、「与薬依頼書」と一緒に職員に手渡して下さい。
- ・ 依頼書は園にあります。

<与薬依頼書>

与薬依頼書				
依頼日	令和	年	月	日 曜日
クラス				
園児名				
保護者名	印			
病院名				
病名				
薬の種類	粉・シロップ・外用薬（塗薬・点眼）・他（ ）			
薬の時間	昼食前・昼食後・その他（ ）			
備考				
受取保育教諭	印	投与保育教諭	印	

<意見書（医師記入）・登園届（保護者記入）>

意見書 (医師記入)			
くぼこども園園長 殿		園児氏名 _____	
		_____ 年 ____ 月 ____ 日生	
(病名)	(該当疾患に□をお願いします)		
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)		麻疹 (はしか) ※	
咽頭結膜熱 (ノール熱) ※		風疹	
流行性角結膜炎		水痘 (水ぼうそう)	
急性出血性結膜炎		結核	
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)		百日咳	
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)			
症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。 年 ____ 月 ____ 日から登園可能と判断します。 _____ 年 ____ 月 ____ 日 医療機関名 _____ 医師名 _____ 印			
※必ずしも治療の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。 ※かかりつけ医の皆さまへ こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。 ※保護者の皆様へ 上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」をこども園に提出して下さい。			

登園届 (保護者記入)			
くぼこども園園長 殿		園児氏名 _____	
		_____ 年 ____ 月 ____ 日生	
(病名)	(該当疾患に□をお願いします)		
溶連菌感染症		ヘルパンギーナ	
マイコプラズマ肺炎		RSウイルス感染症	
手足口病		帯状疱疹	
伝染性紅斑 (りんご病)		突発性発疹	
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)			
(医療機関) _____ (____ 年 ____ 月 ____ 日受診) において症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので 年 ____ 月 ____ 日より登園します。 _____ 年 ____ 月 ____ 日 保護者名 _____ 印			
※保護者の皆さまへ こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。			

◎ 感染症罹患後の登園目安

感染症名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
手足口病	発熱や口腔内の症状の影響がなく、普段の食事が摂れること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の症状の影響がなく、普段の食事が摂れること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノ等）	嘔吐・下痢の症状が消失し、普段の食事が摂れること。普通便が確認できていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失後、2 日が経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること

・インフルエンザウイルス感染症

発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過するまで

発熱した日を発症 0 日とします。解熱とは、解熱剤を使用せず平熱となっている状態のことです。

例	発症日	発症後5日間（登園停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱した 場合		解熱 					登園 OK 		
発症後 2日目に 解熱した 場合			解熱 				登園 OK 		
発症後 3日目に 解熱した 場合				解熱 			登園 OK 		
発症後 4日目に 解熱した 場合					解熱 		登園 OK 		

出典『健栄製薬』

・新型コロナウイルス感染症

発症後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで

発症した日を発症 0 日とします。症状軽快とは、解熱かつ呼吸器症状（咳や息苦しさ）が改善傾向にある状態のことです。

例	発症日	発症後5日間（登園停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 3日目に 症状軽快				症状軽快 			登園 OK 		
発症後 4日目に 症状軽快					症状軽快 		登園 OK 		
発症後 5日目に 症状軽快						症状軽快 	登園 OK 		
発症後 6日目に 症状軽快							症状軽快 	登園 OK 	

ご家族が感染症に罹患している場合、ご本人に症状がなければ登園可能です。

◎ 予防接種について

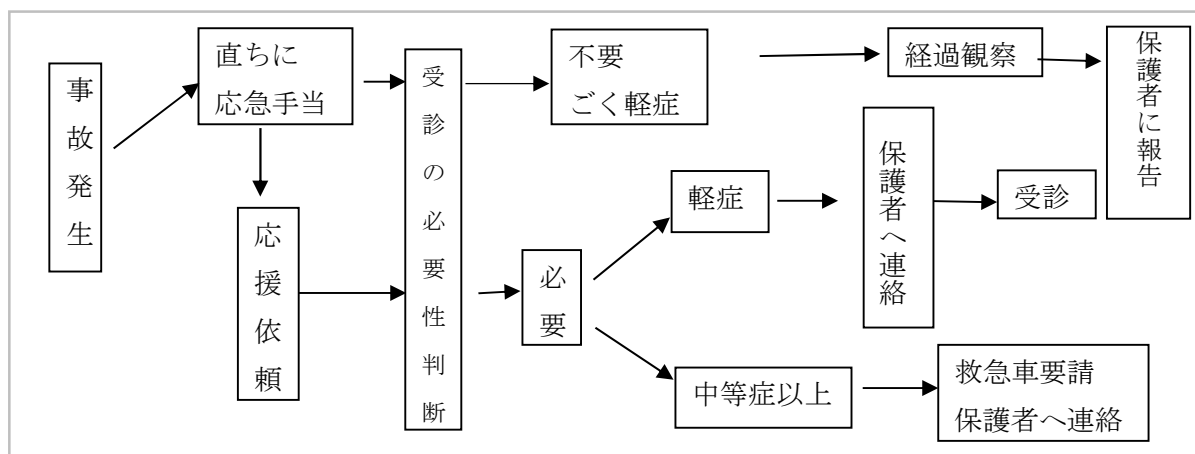
予防接種はできるだけ受けていただくようお願いします。園児生育歴の裏面にある健康調査票の予防接種の欄に、受けた予防接種の記入をお願いします。その後予防接種を受けた場合は、接種したワクチンの種類と接種した旨を担任に必ずお知らせください。

◎ 病気やケガの際の病院受診について

細心の注意を払って保育をしています。事故やケガ、病気はやむを得ず起こってしまふことがあります。急病・ケガなどの時は、下記の対応をとります。

- ・緊急を要する病気やケガでお子様を病院へお連れする場合は、保護者に連絡をし、病院を決定します。保護者の方は園または、病院に来ていただき、その際お子様の健康保険証・乳児医療証を持参していただくことになります。
- ・大ケガ、発作、けいれんなどの場合は、救急車を要請し、救急隊に一任します。
- ・園からお子様を病院にお連れするのは、園でのケガや緊急の症状の場合だけです。
- ・お家でのケガや、保護者に代わっての通院はできませんのでご了承ください。

◎ 緊急時の対応方法



- ・保護者への連絡は、緊急連絡先の用紙に従い連絡します。
- ・変更があれば必ず事務室で連絡先の書き換えをお願いします。
- ・病気や怪我の際の病院利用について

園での病気や怪我の際、緊急にお子様を病院へお連れする場合は、保護者様のかかりつけの病院を優先しますが、指定されない場合は、次の病院を案内します。

整形外科（脱臼、切り傷、打撲）	・西牟田整形外科	古賀市天神 3-6-6	Tel942-6161
外科	・かい外科	古賀市駅東 2-14-7	Tel940-1620
内科	・ばばこどもクリニック	古賀市美明 3-1-1	Tel410-1881
頭の打撲	・植田脳神経外科	古賀市久保 1095-1	Tel943-2220
耳鼻咽喉科	・みやざわ耳鼻咽喉科	古賀市舞の里 3-17-1	Tel944-0055

● くぼこども園 防災訓練年間計画

4 月	防災避難訓練 消火訓練	10 月	火災避難訓練 不審者侵入
5 月	火災避難訓練 消火訓練 不審者侵入	11 月	通報火災消火訓練
6 月	地震避難訓練 消火訓練	12 月	地震避難訓練 消火訓練
7 月	風水害訓練 消火訓練	1 月	風水害訓練 消火訓練
8 月	火災避難訓練 消火訓練	2 月	火災避難訓練 消火訓練
9 月	地震避難訓練 消火訓練	3 月	火災避難訓練 消火訓練

○地震、津波、水害発生、警戒レベル 3 以上の警報による避難場所は、くぼこども園です。

○園内又は、園周辺の火災発生時の避難場所は、くぼこども園です。

くぼこども園 古賀市新久保 2-3-23 TEL 092-942-3407

*状況に応じて避難します。災害が発生した場合は、園から保護者の方にご連絡しますが、
もしも連絡不可能な場合は、避難場所にお迎えをお願い致します。

● 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します
避難訓練	避難訓練を月 1 回実施
防災設備	自動火災報知機・ガス漏れ報知器・非常灯
避難場所	園内、又は、ほづみこども園

● 避難情報発令時のくぼこども園の対応について

1、警報発令時の基本方針

以下 1) 2) の場合は、臨時休園と致します。

臨時休園する場合は、れんらくアプリにてお知らせします。

但し、両親共に医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な

保護者の方や職場との調整が出来なかった方については、個別にご相談ください。

- 1) 古賀市から警戒レベル 3 以上の警報が発令され、気象予報により以後の天候が悪化すると、園が判断した場合

2) 警戒レベル 3 以上の警報はまだ発令されていないが、気象予報により以後の状況が悪化すると、園が判断した場合

2、保育中に警報発令があった場合

警戒レベル 2 が発令された場合 職員は避難行動の確認をします。

警戒レベル 3 が発令された場合や気象予報により以後の状況が悪化すると、園が判断した場合は、保護者へれんらくアプリにて「お迎え依頼」をします。

※避難場所は「くぼこども園」となります。

● 交通安全教育年間計画

子ども自身が生活における安全や危険を認識する能力を養う

4 月	・安全な登降園の仕方 ・園外保育での安全な歩き方	10 月	・園外保育での交通安全 ・バスの中の安全な過ごし方
5 月	・道路の安全な歩き方	11 月	・登降園時、園外保育の交通ルールを自分から気を付け守る
6 月	・雨の日の安全な歩き方	12 月	・様々な状況、場面での交通ルール
7・8 月	・交通安全に関する約束の確認	1 月	・寒い日の安全な歩き方
9 月	・信号の正しい見方 ・警察の指導による交通安全	2・3 月	・交通安全のために、自分で判断し行動する

● 生活安全教育年間計画

子ども自身が生活における安全や危険を認識する能力を養う

4 月	・園内の安全な生活の仕方 ・園外での安全な行動の仕方 ・危険な虫について	9 月	・事故に注意
5 月	・園内の安全な生活の仕方 ・集団生活の決まりについて ・知らない人についていかない	10, 11 月	・集団で行動する時の約束 ・戸外で体を十分動かして遊ぶ ・様々な遊具や用具の安全な使い方
6 月	・雨の日の安全な生活の仕方 ・暑い日の過ごし方	12, 1 月	・体を動かして遊ぶ ・衣服の調整
7・8 月	・水遊びの決まりや約束 ・花火をする時の約束	2・3 月	・園生活に必要な約束や決まりを自分から気づき守る ・あいさつできるかな

● 施設の目的

児童福祉法に基づく児童福祉施設です。就労または疾病その他の理由により、ご家庭で保育できない乳幼児に対して、養護と教育が一体化した営みとして子ども達の心身の諸能力を発揮できるよう、個々を大切にしながら心身ともに健やかに育つことを目的としています。

● 事業者の運営主体

施設の種類	社会福祉法人 穂積会
代表者氏名	理事長 井手 久
法人の所在地	古賀市新久保 1 丁目 3 番 24 号
法人の電話番号	092-944-0467
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業

● 施設の概要

施設の種類	幼保連携型 認定こども園			
施設の名称	くぼこども園			
所在地	古賀市新久保 2 丁目 3 番 23 号			
電話番号	092-942-3407			
施設長氏名	井手 由紀子			
利用定員 (年齢別)	3 号認定		2 号認定	1 号認定
	0 歳児	1・2 歳児	3・4・5 歳児	3・4・5 歳児
	9 人	35 人	66 人	15 人

自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施しています 結果をホームページに公表しています
第三者評価の概要	26 年度開園の為、評価機関による事業評価は受けていません
職員への研修の実施状況	内部研修年 6 回 外部研修年 6 回
認可年月日	令和 5 年 4 月 1 日
事業所番号	

● 施設・設備等の概要

敷地	全体	2448.68 m ²		
建物	構造	木造二階建て		
	延床面積	1117.74 m ²		
施設の内容	乳児室	1 室 45.48 m ²	調乳室	1 室 4.21 m ²
	ほふく室	1 室 9.9 m ²	幼児用トイレ	3 室 42 m ²
	保育室	5 室 314.45 m ²	保健室	1 室 4 m ²
	遊戯室	1 室 170.28 m ²	職員室	1 室 53.73 m ²
	調理室	1 室 51.40 m ²		
設備の種類	冷暖房・床冷暖房			
屋外遊戯場（園庭）	屋外遊戯場 1153.31 m ²			

● 職員体制

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1 人	
副園長	園児及び地域の就学前の子どもの保護者等に対する子育て支援活動を行うとともに、園長を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。	1 人	
主幹保育教諭	園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。	1 人	
保育教諭	園児の発達を援助し園児の保育教育を行う	18 人	10 人
看護師	園児、職員の健康管理	1 人	1 人
栄養士・調理師	園児の栄養指導管理、給食調理 管理栄養士 2 人 調理師 2 人 補助 1 人	4 人	1 人
事務員	経理等	1 人	
その他（子育て支援員）		2 人	3 人
（保育補助・清掃員）			1 人

※当園では、「福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

● 賠償責任保険の加入 （ 当園では以下の保険に加入しています ）

保険会社	東京海上日動火災
保険の種類	全市保連制度
	対人 2 億円 対物 200 万円

● 傷害保険加入

- ・園児は、傷害保険（独立行政法人スポーツ振興センター：国、学校の設置者保護者による互助共済制度）に加入して頂きます。

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

種類	災害の範囲		給付金額
医療費 (負傷・疾病)	●原因である事由が園の管理下で生じたもので、治療(健康保険等の医療保険対象のもの)に要する費用の額が 500 点(5,000 円)以上のもの ●けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる		●医療保険診療の医療費総額の 4 割（そのうち 1 割の付加給付）の額 【乳幼児医療助成により自己負担額がない場合は、1 割の付加給付分のみ】 ●高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に 1 割の付加給付分を加算した額
障害 見舞金	上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合（その程度により第 1 級から第 14 級に区分される）		4,000 万円～88 万円 (通園中の災害の場合、2,000 万円～44 万円)
死亡 見舞金	園の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡		3,000 万円 (通園中の災害の場合、1,500 万円)
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	3,000 万円 (通園中の災害の場合、1,500 万円)
		運動などの行為と関連のない突然死 (乳幼児突然死症候群など)	1,500 万円 (通園中の災害の場合も同額)

○次の場合は、給付の全部又は一部を行わない場合があります。

- 1 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたとき
- 2 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたとき
- 3 生活保護法による保護を受けている世帯に属する保育所等の児童についての医療費（医療扶助があるため）
- 4 非常災害（風水害、震災、事変その他非常災害であって、当該地域の多数の住民が被害を受けたもの）による児童の災害

○医療費の支給期間 ➡ 初診から最長 10 年間

○医療費の支給期間 ➡ 給付事由が生じた日から 2 年間

● 入園について [本園利用の開始について]

- ① 保育所入所申込書・児童台帳を記入して、古賀市子育て支援課に提出します。
- ② 古賀市の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けられたら、園で面談、入園説明を行い本園重要事項説明書等に同意後保育の提供を開始します。
- ③ 入園前に園医（ばばこどもクリニック）による健康診断と園医（まさよし歯科医院）による歯科検診を受けます。
- ④ こども園承諾期間は 4 月から翌年 3 月までの年度毎の単位です。次年度の 4 月以降も引き続き入所を希望される方は再度申し込みをしていただく必要があります。

● 本園利用の終了について

- ① 園児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時
- ③ 市外に転出するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

- ・①以外は「退園届」が必要です。速やかに園長に申し出、退園届を提出して所持品は退園日までに必ずお持ち帰りください。退園後1週間経過しましたら残っている所持品は処分致します。
- ・お仕事が変わられましたら、必ずお知らせください。就労証明書の提出が必要です。
- ・住所に変更がある場合は必ずお知らせください。古賀市役所へ届ける書類があります。

● 保育を提供する日

開 所 日	月曜日から金曜日の平日 土曜日は家庭保育ができないご家庭だけとなります。
休園日	日・祝日・年末・年始
休日保育	日 *登録が必要です（両親ともお仕事の方）

● 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

開 所 時 間	7時から19時	
保育標準時間認定 1号認定	保育時間	9時から13時
	延長保育時間	7時から9時 13時～17時
保育標準時間認定 2・3号認定	保育時間	7時から18時
	延長保育時間	18時～18時45分
保育短時間認定	保育時間	8時30分から16時30分
	延長保育時間	7時から8時30分、16時30分から18時45分

※1号認定 夏休み 8/10～8/17 冬休み 12/28～1/5 春休み 3/25～3/31

※保育時間（お子様を預かる時間）は、開所時間と異なります。保育時間は保護者の勤務時間により決まります。従って、父親又は母親の仕事が休みの日は原則的にはお子様もこども園は休みです。

保護者が休みの日に、やむを得ず預けられる場合は、次の二点をお守りください。

- ① その日の緊急連絡先を保育教諭に知らせておく。（必須条件）
- ② 普段お迎えの遅い方は、その日は早めに迎えに来る。

お子様との時間を大切に。（目安として 9:00～13:00）

● 利用料金

- ① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

◆0.1.2歳児(3号認定)は、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

◆3歳以上(1号2号認定)は、主食費・副食費をお支払いいただきます。※保育料は無料です。

- ② 延長保育に係る利用者負担

支給認定を受けた市町村が定める延長料金をお支払いいただきます。

- ③ 教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担：月額 5,000 円 1時間 800 円

預かり保育料の無償化には保護者が「子育てのための施設利用給付認定」を受ける必要があります。

- ④ 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

① ②に掲げる料金のほか別表1利用者負担金（実費負担）に掲げる費用を負担していただきます。

別表 1 利用者負担金（実費負担）

	項目	0,1,2 歳児クラス	3,4,5,歳児クラス
1	主食費		月額 800 円
2	副食費		月額 5200 円
3	保護者会費	月額 700 円	月額 700 円
4	スポーツ保険代	年額 170 円	年額 170 円
5	体操服	半袖上 2400 円 半ズボン 2000 円 長袖上 3500 円 カラー帽子 950 円	
6	オムツ処理代	月額 0, 1 歳児 350 円 月額 2 歳児 200 円	
7	レンタル布団代	月額 1000 円（5 歳児除く）	

⑤ 保育料等のお支払について

保育料等は、基本的に口座振替です。引き落とし日は毎月 27 日です。

* 支払い期限日が土・日・祝祭日の場合は、翌平日となります。

* 体操服、カラー帽子は、購入翌月に口座振替です。

* 緊急時間延長料金は、翌月に口座振替です。

● 病児保育について

保護者の仕事等の都合により、病気中の児童を家庭で育児ができない場合に、医師の診断に基づき、その児童を一時的にお預かりする事業です。詳しくはホームページなどでお調べ下さい。

福岡東医療センター病児保育室「たんぼぼ」	古賀市千鳥 1-1-1	092-943-2331(代表)
こでまり小児科クリニック病児保育ルーム「ここん・こが」	古賀市今の庄 2-2-12	092-410-5674

そのほか福津市でも病児保育、病後児保育をしている施設があります。

● 保育内容に関する相談・要望・苦情

- ・ 苦情・要望・相談等は誤解が生じないよう十分に時間をとって、園長、副園長に直接お話しください。
- ・ 社会福祉第 8 2 条の規定により、くぼこども園では、利用者からの意見、苦情に適切に対応する体制を整えています。

① 苦情の受付

苦情は苦情担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接申し出ることも出来ます。直接申し出しがたい方はご意見箱を置いていますので、ご利用ください。

② 苦情受付の報告・確認

苦情を受け付けたご意見・要望・苦情を苦情解決責任者と第三者委員苦情申立人より、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情責任者は申立人と誠意を持って話し合い解決に努めます。

第三者委員運営適正化委員も設置されていますが、まずは園内で苦情解決の努力をお願いします。

④ ご意見・要望・苦情窓口

こども園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員会を下記により設置し、意見苦情解決に努めるように致しています。

苦情解決責任者	理事長 井手 久	ほづみこども園	Tel 092-944-0467
苦情受付担当者	施設長 井手 由紀子	くぼこども園	Tel 092-942-3407
第三者委員	元民生委員 平岡 英子		Tel 092-943-1819
	元市会議員 倉掛 小竹		Tel 092-942-6185

● 個人情報の保護に関する基本方針

◎ 基本方針

社会福祉法人穂積会は、当法人が扱う情報の重要性を認識し、その適正な保護の為に自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ります。

◎ 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

個人情報の取得に際し、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。

◎ 安全性確保の実践

当法人は、個人情報保護の取り組みを全職員に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規定類を明確にし、必要な教育を行います。

◎ 個人情報に関するお問い合わせ窓口

当法人が保有する個人情報についてのご質問お問い合わせは以下の窓口でお受けいたします。

受付窓口	施設長 井手由紀子
管理責任者	社会福祉法人 穂積会 理事長 井手久

- ホームページ及び広報等への写真掲載は同意を得て、掲載しております。掲載を望まない方は、必ず申し出てください。

● SNSに関する保護者の方へのお願い

こども園では、保護者の方が参加される様々な行事があります。その中でお子様が楽しんでいる姿や、行事全体の様子をデジタルカメラや携帯電話で撮影されることがあると思います。

様々なお子様が写っている写真を SNS に載せると、個人情報保護法の観点から、様々なトラブルに繋がる恐れがございますので、こども園で撮影された写真を SNS に載せる行為はご遠慮下さい。



園からのお願いとおやくそく

以下の項目は、園生活を有意義に過ごすために、集団生活において必要な注意事項ですのでお守りください。

1. 朝7時起床、夜9時就寝に近づくように、早寝早起きの習慣をつけましょう。
2. 朝食は必ず食べて、歯磨きをして、顔を洗って登園しましょう。
3. 排便のリズム 登園する前に、便が出るように習慣づけましょう。
4. 当園前にお子様の様子をしっかりと観察しましょう。
5. 登降園時には次のことに取り組んでください。
 - ① 大人と手をつなぐ。
 - ② 歩けるようになったら、自分で歩く。
 - ③ ひとりで玄関から出ない。
 - ④ 自分のものは自分で持つ。
 - ⑤ おしたくについて 未満児は親子で一緒に。以上児は自分でできることは自分で。
6. 園から借りた衣類などは、洗濯して3日以内にお返しく下さい。また、必ず職員へ手渡しでお願いいたします。
7. 保育時間中、担任は保育に専念しますので、連絡等は事務の者をお願いします。
8. 玄関の門の開閉や登降園時の ICT 打刻は大人がしてください。



ご家庭でしていただきたいこと。

～お子様がのびのびと健やかに、家庭生活と園生活を過ごされるために～

子どもは、大人を見つめ、大人を手本として育ちます。

大人は、十分な手本を示す責任があります。

◎ご家庭でも、お子様が社会の中で生きていくための必要なマナーやルールを教えてください。

子育ては保護者の方が主体です。園はあくまでもサポートです。

・交通ルール 園の外では大人と手をつないで歩く。

道を渡るときは手を挙げて、右・左・右を見て渡る。

・食事のマナー、話の聞き方、鼻のかみ方、言葉使い…など





お子様をお預かりするうえでお守りください



『幼保連携こども園における教育及び保育の目標』の中で、「幼保連携こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。」と定めています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもくぼこども園が集団の中で、大事なお子様をお預かりする基本として、次の点をご理解ください。

- 1) 園は子どもたちがそれぞれにかかわりあいながら、さまざまなことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ、骨折等も含む）、かかわりあいに伴うかみついたりひっかかり、ケンカなどは起こります。

『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』（内閣府、2016年3月）の前文にも、次のように書かれています。「日々の教育・保育においては、乳幼児の主体的な活動を尊重し、支援する必要がある、子どもが成長していく過程で怪我が一切発生しないことは現実的には考えにくいものです。そうした中で、施設・事業所における事故（以下「事故」といいます。）、特に、死亡や重篤な事故とならないよう予防と事故後の適切な対応を行うことが重要です。」

また、保育教諭の職務は子どもとかかわることで育ちを促すことであり、子ども1人に保育者1人がついていないわけではありません。ケガを予防できないことも多々あり、子どものケガが起こる状況すべてを常時、保育教諭が見ているわけでもありません。

- 2) こども園は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、「こども園で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子様は日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうることはお控えください。

例：医療・宗教上の理由がない特別扱い（食事、生活習慣、感染症発症時の登園、予防接種未接種等）はできません。園の敷地内、駐車場、行事の会場等では必ず安全のルールに従ってください。他の子どもたちや家族、園職員の写真等を許可なく撮る、撮った写真や個人情報等を許可なく使用するのは禁止です。

- 3) お子様をお預かりする上で重要な情報（例：家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガ等）は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆さまと園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となります。



- 4) お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる（長時間の）集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることも多々あります。どんな変化であれ、できる限り早く気づいて必要な対応をすることがお子様の将来の良い結果につながります。

私どもが言葉で説明することが難しい場合、または言葉の説明だけでは状況をご理解いただくことが難しい場合には、必要に応じてお子様の様子をビデオ撮影します。映像は、園が対応を検討する目的と、保護者の方と自治体の発達支援担当者に見せる目的のみに用い、他の目的には一切使用しません。

また、園からお伝えする内容等に保護者の方がご対応いただけない場合（例：虐待や発達に伴う課題等）、自治体の関係部署に連絡することもあります。

- 5) 給食の異物混入、アレルギー食材の誤食、処方薬の誤投（与）薬、市販薬の誤使用については、起こらないようできる限り努めてまいります。絶対に起こらないとお約束することはできない点をご了承ください。新鮮な食材を使って限られた時間の間に複数種類の食事（離乳食から除去食まで）を調理していること、集団保育の中であること、医療を主目的とした場ではないことが基本的な理由です。人的ミスをゼロにするというご要望にはお応えできません。

- 6) 医療的ケアが必要な場合は、市の担当課と当園に必ず、ケアが必要な内容すべてを担当医の診断書等と共にお伝えください。医療的ケアには人的・物的な割り振りが必要となりますので、お伝えいただかなかった症状、疾患、ケア等については対応できかねる場合があります。

- 7) 各種感染症については、厚生労働省が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。集団生活の場ですから、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み（手洗い、流行時や流行が疑われる時の消毒、流行時のマスク着用等）はします。感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等をお願いします。

また、衛生の取り組みは同ガイドラインをもとにし、過度な清潔を目指すことはしません。

- 8) 副食費等、定められた諸経費につきましては、滞りなく納めてください。

以上の点のいずれかにつきまして、「子ども(たち)の最善の利益」という目標を果たし得ないと考えられる場合、当園としてはご要望その他をお受けしきれないと判断した場合、及び園と保護者の間の信頼関係構築に支障をきたす場合、または支障をきたすと予測される場合には、退園の勧告をさせていただく場合もありますこと、まずはご理解ください。








赤ちゃんを目と目を合わせ、語りかけることで赤ちゃんの安心感と親子の愛着が育まれます。

スマホ

子守りを

させないで！



ムズかる赤ちゃんに、子育てアプリの画面で応えることは、赤ちゃんの育ちをゆがめる可能性があります。



親子が同じものに向き合って過ごす絵本の読み聞かせは、親子が共に育つ大切な時間です。

親も子どももメディア機器接触時間のコントロールが大事です。親子の会話や体験を共有する時間が奪われてしまいます。





散歩や外遊びなどで親と一緒に過ごすことは子どもの体力・運動能力そして五感や共感力を育みます。

親がスマホに夢中で、赤ちゃんの興味・関心を無視しています。赤ちゃんの安全に気配りが出来ていません。



 一般社団法人 日本小児科医会

赤ちゃんは生まれて人との肌の触れ合いや言葉のやりとりを毎日積み重ねることで、自分の世話をしてくれる人への愛着を形成していきます。テレビやゲーム・メールをしながら授乳したり、ご飯を食べたりでは親子の触れ合いが少なくなり愛着が薄くなっていく恐れがあります。コミュニケーションスキルが低下してきている現代、幼児期こそ気持ちとの情報のやり取りを積極的に行い、生の声で相手に伝える、聞くことを大切にしたいものですね。テレビやゲームはこちらの様子を合わせた返事をしてくれるわけではありません。人と人が直接目の前で笑ったり、泣いたり、怒ったりなどの感情のやりとりで心が豊かになるものです。

家庭はすべての教育の出発点

子どもと一緒に、できることから取り組みましょう

子どもは、家庭でのふれあいを通して、基本的な生活習慣、他人に対する思いやり、
善悪の判断、自立心や社会的なマナーなどを身に付けていきます。
戸惑いや行き詰まりを感じたら、抱え込まずに周囲の助けを借りましょう。

1 スキンシップ

乳幼児期は、スキンシップや
語りかけをしっかりと行い
ましょう



2 睡眠と体調管理

睡眠の重要性を親子で共有
し、早寝・早起き・朝ごはんの
習慣をきちんと身に付けさせ
ましょう

3 話を聴く

子どもに向き合い、
しっかりと話を
聴きましょう



4 ほめる

子どもが持っている良さや
伸びを見つけ、積極的に
ほめましょう

5 教える

良いこと、悪いことを
しっかり教えましょう

6 お手伝い

お手伝いをする
機会をつくりま
しょう



7 我慢させる

子どもが欲しがるときに、
物を与えないようにしましょう



8 交通ルール

子どもと一緒に通学路を点検
し、安全な通行方法と正しい
交通ルールを教えましょう

9 ゲームやスマホのルール

ゲームやスマートフォン、
SNSの使用に関して
家庭でルールを作りましょう



10 外遊び

仲間と外で
しっかり
遊ばせましょう



11 ふり返り

子どもは親を見えています
自分の行動や言動を
ふり返りましょう

12 広い心

子どもが成長の過程でつまづ
き、失敗したとしても、立ち直る
ことができるよう、寛容な心で
接することを心がけましょう

13 絆

家庭の役割を再認識し、
親子のふれあいや絆を
大切にしましょう



14 助けを借りる

子育てに悩んだら、抱え込ま
ずに周囲の助けを借りましょ
う

プラス 1

家庭で話し合って書いてみましょう

出典／福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）『県民の皆さんへのメッセージ』